

鳥取県告示第498号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成24年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量「電子国土基本図（オルソ画像）作成」
- 2 作業期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取市、岩美町、若桜町及び八頭町